

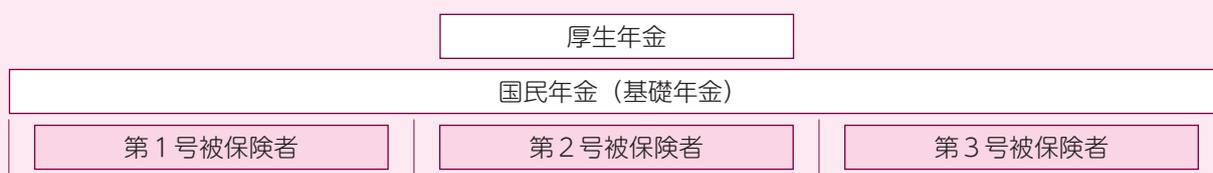
入学、就職、転勤などに伴い国民年金の届出も必要になる場合があります 年金記録をつなぐためにも、忘れずに届出を行いましょ！

～3種類の国民年金の種別～

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入して、老齢・障害・死亡（遺族）により基礎年金を受けることとなります。ただし、国民年金の加入者の種別は下図のように3種類に分かれていて、保険料を納める方法などが異なります。

自営業者等の第1号被保険者には、学生やフリーターなども含まれます。第2号被保険者は厚生年金に加入しているサラリーマンや公務員等です。また、第2号被保険者の被扶養配偶者は第3号被保険者とされます。

なお、第2号被保険者は、基礎年金に上乗せの厚生年金等を受けられることになっています。



～国民年金の主な届出～

20歳になったとき

20歳になったときに厚生年金に加入していない方は、国民年金の第1号被保険者となり、保険料の納付が必要です。将来の年金受給のために、しっかり納めましょ。

20歳の誕生日初めに、国民年金第1号及び第3号被保険者に該当すると思われる方には年金事務所から年金に関するお知らせ文書と取得届が送付されます。所定の事項を記入の上、同封の封筒で年金事務所又は役場へ提出願います。

また、学生の方、未就労などにより保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例、各種保険料免除・納付猶予制度をご活用ください。

就職したとき

国民年金の種別は第2号被保険者となります。職場で厚生年金の加入手続きを行うと、自動的に国民年金第1号被保険者の資格を喪失しますので、役場での手続きは不要です。

また、被扶養配偶者（厚生年金の職場に勤務する配偶者と生計を同じくする方）については、第3号被保険者の手続きを配偶者の勤務先が行います。

退職したとき

在職中は厚生年金の加入者ですが、60歳前に退職された方は、国民年金第1号被保険者の届出及び保険料納付が必要となります。また、60歳未満の被扶養配偶者についても、第3号被保険者から第1号被保険者へ種別が変更され、保険料納付が必要となりますので、役場で手続きをお願いします。

結婚したとき

婚姻により、厚生年金等の資格を喪失し、配偶者の被扶養配偶者となる方は、配偶者の勤務先で第3号被保険者の手続きを行ってください。ただし、失業給付等を受給する場合は、被扶養配偶者認定から外れる場合がありますので、役場で第1号被保険者の手続きが必要です。

引越したとき

第1号被保険者が転出入により他市町村に異動した時は住民登録の手続きの際に、国民年金担当係にその旨お伝えください。第3号被保険者は配偶者の勤務先で手続きを行います。

第3号被保険者にご注意を！

第3号被保険者が60歳未満で、『配偶者の退職』『本人のパート等収入が年130万円以上』『離婚』などの理由で被扶養配偶者でなくなると、第1号被保険者になります。

必ず市区町村の窓口で手続きをしてください。

問合せ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

役場保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話：5-1115（内線166） 告知端末機：5-8815